

令和7年度文化財建造物修理主任技術者講習会開催要領

(普通コース・前期)

1. 趣 旨

この講習会は、文化財建造物の保存修理に携わる技術者に対し、主任技術者として必要な知識及び技術などを習得させ、その資質を向上させることにより、文化財建造物保存修理事業の円滑、適正な遂行をはかることを目的とする。

2. 主 催

文 化 庁

3. 期 間

令和7年8月27日（水）から9月5日（金）まで（土・日曜を除く8日間）

4. 会 場

文化庁京都庁舎（予定）

5. 受講対象者

現在、文化財建造物の保存修理工事に携わり、修理の設計又は施工の監理等の主導的な業務を行っている技術者で、文化庁が適当と認める者。

6. 講習の科目及び内容

講習科目表（別紙）のとおり。

7. 実施上の留意事項

- (1) この講習会は、文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項に定める普通コースの前期とする。
- (2) 全課程を履修した者に対しては、講習会を修了した時に修了証を交付する。

8. 参加申し込み方法

申込書一式（参加申込書（様式1）、履歴書（様式2）、文化財建造物に係る業務歴（様式3））を令和7年6月12日（木）までに文化庁化資源活用課 修理指導部門宛て電子メール（furumori@mext.go.jp）にて提出する。

9. その他

- (1) 講習会参加に要する旅費については、受講者側が負担する。
- (2) 講習会参加上の注意事項等については、受講者宛て通知する。

文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項

(昭和47年8月1日 文化財保護部長裁定)

(改正 平成4年6月29日 改正)

(改正 平成10年5月27日 改正)

(最終改正 平成30年10月1日 文化財審議官改正)

1. 文化財建造物修理主任技術者講習会の実施については、この要項の定めるところによる。
2. 講習会は、文化財建造物の保存修理工事に携わる技術者に対し、主任技術者として必要な知識及び技術等を習得させ、その資質を向上させることにより文化財建造物保存修理事業の円滑、適正な遂行をはかることを目的とする。
3. 講習会は、普通コース及び上級コースの2コースに分けて実施する。
4. 講習会の履修時間は普通コース 120 時間、上級コース 60 時間とし、履修科目及び履修内容については別途要領で定める。
5. 普通コースを受講できる者は、文化財建造物修理工事の設計又は施工の監理等の実務経験を有する者で、文化庁が認める者とする。
6. 上級コースを受講できる者は、普通コースを受講した者で文化庁が認める者とする。
7. 受講者には、当該コースの修了証を交付する。
8. その他実施にあたって必要な要領等は別に定める。